

若者の投票率向上のための制度改革

H.Y,Y.N

中央大学杉並高等学校三年

要約 民主主義国家である日本では、有権者の投票行動を通じて国民の政治参加が行われている。現在、日本の公職選挙における投票率は停滞状況にあり、中でも10代から30代の若者の投票率が著しく低い。本稿では、若者の投票率の低迷が日本の民主主義に与える影響を考察するとともに、若者の低投票率の原因を探る中で、状況を改善するための対策を考察した。考察の結果、若者の投票率向上のための改善策として、公職選挙におけるインターネット投票の導入が挙げられた。

キーワード 民主主義、マイナンバーカード、インターネット投票

I はじめに

日本では、近年公職選挙における投票率の低迷状態が続いている。中でも、若い有権者の投票率は高齢者の投票率と比較して著しく低い。少子高齢化が進む日本において、格段に低い若者の投票率の現状が継続した場合、有権者の絶対数が多く、尚且つ投票率の高い高齢者を中心とした政策が実現されやすい状況が考えられる。政策が不平等に偏った状況は、日本の民主主義にも大きな影響を与えることとなる。

では、若者の投票率の現状を打破するためには、どのような対策が考えられるだろうか。本論文では、まず若者の投票率の現状を述べ(II)、現在の若者の投票率の停滞が続く状況が、日本の民主主義においてどのような影響を与えるかを読み解く(III)。そして、公職選挙におけるインターネット投票の実現に向けた取り組みを行っている茨城県つくば市について取り上げ(IV)、最後にインターネット投票の導入案について考察してみたい(V)。

II 若者の投票率の現状

民主主義を奉じる日本では、有権者による普通選挙によって国の代表を選出し、政治が行われている。2015年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権の有資格者が満18歳以上の全日本国民へと引き上げられた。これにより、若い世代の政治参加への期待が高まる一方で、若い世代の投票率は依然として低い状況が続いている。

総務省によると、2021年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙における年代別投票率は、10歳代が43.23%、20歳代が36.50%、30歳代が47.13%、40歳代が55.56%、50歳代が62.96%、60歳代が71.38%という結果となっている¹。

また、2022年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙では、10歳代は35.42%、20歳代は33.99%、30歳代は44.80%、40歳代は50.76%、50歳代は57.33%、60歳代は65.69%という結果となっている²。

2回の選挙結果ではともに、50歳代、60歳代の投票率は50%大きく上回っているのに対し、30歳代以下の若い世代の投票率は50%に満たしていない。特に、第26回参議院議員通常選挙では、10歳代、20歳代の投票率に対して60歳代の投票率は1.8倍以上高いことがわかる。

このように、現在の日本では、選挙における10代から30代にかけての若者の投票率が低率である状況が続いている。本稿では、若者の選挙投票率が民主主義に与える影響をもとに、若者の投票率を増加させるための方法を考察していきたい。

III 投票による民主主義

(1) 低投票率が民主主義に及ぼす影響

公職選挙法第一条には、次のように定められている。

この法律は、日本国憲法に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。³

つまり、間接民主制である日本では、選挙によって政治の代表者である議員を選ぶことが、主権者としての国民の意思を政治に反映させる大きな手段なのだ。選挙による意思表示は、国民の持つ自由な権利である。そのため、投票に行かないというのも国民の自由であり、投票を法律によって強制することはできない。

しかし、若い世代の投票率が低い状況下では、全世代に平等な政治が行われなくなる恐れがある。選挙へ行かない若者の意見は政治へ届きにくい一方で、投票率の高い高齢者の声は政治に反映されやすくなる。その結果、高齢者を優先した政策に重きが置かれ、若者に向けた政策の実現が難しくなる可能性がある。例えば、幼稚園や保育園の補助金や、教育機関における授業料の

¹総務省「国政選挙の年代別投票率の推移について」https://www.soumu.go.jp/senkvo/senkvo_s/news/sonota/nendaihetu/(11月14日閲覧)

² 1に同じ

³ 公職選挙法第一条

無償化のような、子育て世代を支援する政策が削減されることが考えられる。これは、少子高齢化の加速に繋がり、さらなる社会問題をも引き起こすこととなる。

全世代が暮らしやすい社会を作り上げるためには、選挙による意思表示によって国民自身が政策を求めることが重要なのだ。

(2) 投票へ行かない若者の現状

では、なぜ若者は投票に行かないのだろうか。現在では、期日前投票や不在者投票制度のように、選挙当日に投票をすることが難しい有権者のための取り組みが行われている。しかし、若者の選挙投票率は依然として低い。

2016年、総務省は18歳選挙権に関する意識調査を行った。ここでは、満18から20歳の国民を対象に2016年7月10日に行われた参議院議員選挙における投票行動の実態が調査された。この調査では、参議院選挙の投票に行かなかった人に対し、投票をしなかった理由を調査しており、結果として今住んでいる市区町村で投票することができなかったからという理由が21.7%で最も高かった。次いで、選挙にあまり関心がなかったからという理由が19.4%、投票所に行くのが面倒だったからが16.1%だった⁴。ここから、選挙に「行かなかった」のではなく「行けなかった」若者が一定数いることがわかる。

さらに、現住所への住民票の移動の有無について、投票に行かなかった人のうち住所を移動していた人の割合は60.5%であった。一方で、住民票を移動していなかった人の割合は70.1%であり、前者を上回っている⁵。ここから、若者の投票率の現状には、住民票の移動の有無が要因の1つだと言える。

選挙権を有していても、各市区町村における選挙人名簿への登録がなければ投票ができない。選挙人名簿の登録には、各市区町村の住民基本台帳に3ヶ月以上記録されている必要がある。10から30歳代の若者の中には、進学や就職などの理由から転居をする者も少なくない。その際、本来ならば住民票を移動する必要があるが、行わない若者が多い。また、3ヶ月以上という制約により転居後すぐに行われる選挙では投票ができないということも起こり得る。そのため、選挙における若者の投票率向上には、不在者投票制度を始めとする現在行われている取り組みの他に、転居のような理由で投票に行けない者の選挙機会を整える必要がある。

IV インターネット投票の導入

(1) 茨城県つくば市のインターネット投票

若者の投票率の現状を受け、居住地の問題により投票へ行けない若者を減らすにはどうすべきか。法律案の1つとして、インターネット投票を定めることが考えられる。

若者の高い投票率を誇る北欧諸国では、インターネット投票が導入されている国が多い。エストニアでは、2005年の地方自治体選挙からインターネット投票が導入されている。2023年国政議会選挙では、全投票に占めるインターネット投票の割合が51.1%であり、インターネット投票が選挙方法の1つとして浸透している⁶。

日本でも、インターネット投票の導入に向け、デジタル庁を始めとした各省庁で取り組みが行われている。

茨城県つくば市は、『つくばサイエンスシティ構想』を掲げ、社会課題の解決や暮らしやすさの革新の実現に向けた政策が行われている。科学技術の実装による都市機能の最適化を進める中で、公職選挙法におけるインターネット投票の実現を目標の1つとしている。

つくば市では、2018年度から『つくばSociety 5.0社会実装トライアル支援事業』の最終審査でインターネット投票を実施している。『つくばSociety 5.0社会実装トライアル支援事業』は2017年度から行われており、「世界のあしたが見えるまち」というビジョンの下、革新的な技術やアイデアで社会課題を解決するSociety 5.0の社会実装に向けたトライアルを全国から公募し、優れた提案を全面的にサポートする取組である⁷。

2020年度に行われた『つくばSociety 5.0社会実装トライアル支援事業』の最終選考では、ブロックチェーン技術とデジタルIDを用いた投票システムが採用された。これにより、スマートフォンからの投票が可能となり、自宅のPCや投票所に設置されたタブレット端末からの投票のみに限られていた2019年度と比較して、投票数は2倍以上となった⁸。

2024年度には、「つくば市長(2期目)の行政運営」をテーマに、インターネット模擬投票が行われた。この投票では、市長公約の進捗と実績を投票者に問い、投票結果は市長の退職金の金額に反映された。この模擬選挙では、署名用電子証明書の機能を有したマイナンバーカードを交付している15歳以上の人の内、署名用電子証明書につくば市内の住所が記載されている人全員に投票権が与えられた。投票者は、スマートフォン上の専用アプリケーション、または、市内にある各窓口センターで投票を行った。投票期間の11日間で、1048人からの投票があった⁹。

このように、つくば市ではインターネット投票の実現に向けた取り組みが多数行われている。こうした事例をもとに、公職選挙でのインターネット投票が実現された場合、若者の投票率に大きな影響を及ぼすと考えられる。インターネット投票が可能になれば、場所を選ばずに投票ができる。そのため、住民票の関係上、投票を諦めざるを得ない若者も、選挙任命簿登録地外から投票ができ、若者の投票率向上が見込まれる。

(2) インターネット投票の課題点

インターネット投票の導入に対する懸念点として、一般的に3つの課題が挙げられる。

1つ目は、立会人の不在による本人確認の不確かさから、平等選挙の原則が守られない可能性だ。この問題の解決策としては、マイナンバーカードを用いた本人確認が考えられる。前述の、2024年10月に行われた『つくば市長(2期目)の行政運営』に対する

⁴総務省(2016)「18歳選挙権に関する意識調査」報告書https://www.soumu.go.jp/main_content/000456091.pdf (11月14日閲覧)

⁵4に同じ

⁶Valimised Eestis「Statistics about Internet voting in Estonia」<https://www.valimised.ee/en/archive/statistics-about-internet-voting-estonia> (11月14日閲覧)

⁷つくば市「つくばSociety5.0社会実装トライアル支援事業」<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/torikumi/kagaku/1017549/index.html> (11月14日閲覧)

⁸地方創生推進事務局(2021)「公職選挙におけるインターネット投票の実施」https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/r3/pdf/20210930_shiryou_s_4_1.pdf (11月14日閲覧)

⁹つくば市(2024)『つくば市長(2期目)の行政運営』インターネット模擬投票の結果をお知らせします」<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/torikumi/kagaku/22234.html> (11月14日閲覧)

インターネット模擬投票では、署名用電子証明書の機能を有しているマイナンバーカードを用いた本人確認が実施された¹⁰。マイナンバーカードを用いた本人確認によって、厳正な個人認証が可能となり、なりすましによる不正投票を防ぐことができる。

2つ目は、他者からの投票先の強制が容易になることから、自由選挙の原則が脅かされる可能性だ。この対策として、スウェーデンで行われている後悔投票を導入が考えられる。後悔投票の導入により、有権者は選挙期間中、自身の投票先の変更が可能となる。後悔投票は、インターネット投票のみで可能とし、1人の有権者から複数の投票があった場合、最も新しい投票記録を採用する。また、選挙画面のスクリーンショットや画面録画が不可能となるアプリケーションを使用することや、投票中のタブの移動を禁止するプログラムを取り入れることも、自由選挙を守るための対策として挙げられる。

3つ目は、サイバー攻撃や情報漏洩により秘密選挙の原則が守られない危険性だ。これに対しては、すでにインターネット投票が導入されている海外諸国や、つくば市での模擬投票における通信技術をもとに、データの漏えいや改ざんを防ぐことが求められる。

これらの課題を乗り越えるができれば、インターネット投票の導入が実現可能となり、若者の投票率向上につながると考えられる。

V 若者の投票率改善に向けて

こうした問題点を踏まえ、インターネット投票を導入する場合、違憲の問題が生じないよう新たな法制度を作る必要がある。

法律案の土台として、2002年2月施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が挙げられる。ここでは、投票所に設置された電磁的記録式投票機からの投票に限定されているため、スマートフォンをはじめとした個人のデバイスからの投票を想定した新たな規定の制定が必要である。

また、公職選挙法第39条において、市役所、町村役場、市町村の選挙管理委員会へ「投票所」を設置することが委任されているが、インターネット投票の場合はこの規定に沿わない。そのため、各自治体が創設したインターネット上の投票サイトを「投票所」として認識する、または新たな規定を制定するなどの対策が必要となる。

加えて、公職選挙法第40条には、投票所の開閉時間が規定されている。インターネット投票において、投票期間内ならばいつでも投票を可能とする場合、新たな規定が求められる。インターネット投票においても、投票可能な時間に制限を設ける場合には改正は必要ない。

さらに、公職選挙法第44条、46条には、選挙人自身が投票所に行き、投票用紙に自書をする規定がある。インターネット投票の場合、各自治体で指定された投票所へは行かず、投票用紙に直筆で記入をすることも不可能なため、新たな規定の制定が求められる。

以上の内容を含んだ新たな法律案の制定により、インターネット投票を可能とすることで、若者の低投票率の状況を打破できるだろう。

【参考文献】

- ・総務省：総務省ホームページ(2024年11月14日取得, <https://www.soumu.go.jp/index.html>)
- ・つくば市：つくば市ホームページ(2024年11月14日取得, <https://www.city.tsukuba.lg.jp/index.html>)
- ・地方創生推進事務局：公職選挙におけるインターネット投票の実施(2024年11月14日取得, https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/r3/pdf/20210930_shirvou_s_4_1.pdf)
- ・Valimised Eestis: Statistics about Internet voting in Estonia(2024年11月14日取得, <https://www.valimised.ee/en/archive/statistics-about-internet-voting-estonia>)

¹⁰ 7に同じ